

他市町公営プール利用補助金 申請方法

① 初回の手続き

尾鷲市体育文化会館 事務局にて記入・提出

1. 利用許可申請書 (補助金をうける許可申請をするもの)
2. 口座振替支払請求書 (振込口座を登録するもの)

➔ 利用許可証を発行します

【 持参する物 】 印鑑(シャチハタ以外)・通帳

② 施設での手続き



紀北 公営プールにて

1. 利用確認証を提示

➔ スタンプを押してもらう

熊野・大紀 公営プールにて

1. 利用許可証を提示

➔ 領収書を発行してもらう

③ 毎月の手続き



尾鷲市体育文化会館 事務局にて記入・提出

1. 申請書・請求書 2枚 (利用回数・補助金額を申告するもの)

【 持参する物 】 印鑑 (シャチハタ以外)
②の手続きでもらったもの



約1か月後 補助金が登録口座へ振り込まれます

他市町公営プール補助金 交付の基準について

① 月額会員料金

区分	紀北町民	尾鷲市民	一回補助額
一般	5,500円	7,700円	220円
60歳以上	4,400円	7,700円	330円
70歳以上	3,300円	7,700円	440円
障害者	3,300円	5,500円	220円

② ビジター会員料金

区分	紀北町民	尾鷲市民	一回補助額
一般	880円	1,100円	220円
60歳以上	660円	1,100円	440円
障害者	660円	880円	220円

③ 計算方法について ※月ごとの申請です

月会員 一回補助額 × 利用回数（上限10回） = 補助額

ビジター 一回補助額 × 利用回数（上限13回） = 補助額

例 月会員・一般区分の方が

4月に7回 利用した場合



220円 × 7回

= 1,540円

補助金として振込

他市町公営プール利用補助金 諸注意

*申請期限について

利用日の翌日から起算して60日以内、または3月31日までに申請してください（※最終利用日ではなく、その月の最初に施設を利用した日から数えてください）

例① 4/1にプール施設利用



6/2までに尾鷲市
体育文化会館にて申請

例② 3/1にプール施設利用



3/31までに尾鷲市
体育文化会館にて申請

※2月利用分・3月利用分は60日後ですと年度をまたぎますので、3/31までにご申請くださいますよう、お願いします。

*印鑑について

認め印で結構ですので、シャチハタ以外の朱肉を使用するものをご持参ください。

期限が過ぎているものが混在している場合、期限内の回数のみ有効となります

申請書類 チェックリスト

※記入漏れがないか一度ご確認ください。また、ご不明な点がございましたら空欄のまま、体育文化会館にてご相談ください。

交付申請書

- ✓ 提出日の日付
- ✓ 住所、氏名、電話番号
- ✓ 利用月 （〇月利用分）

交付請求書 第〇号のところのみ空欄

- ✓ 提出日の日付
- ✓ 住所、氏名、電話番号
- ✓ 交付決定の日付 （提出日と同日）
- ✓ 利用月 （〇月利用分）
- ✓ 請求額 （区分ごとの補助額×回数）

利用確認証（スタンプを押してもらったもの）

- ✓ 利用月 （令和〇年度〇月分）
- ✓ 氏名